

参考資料

- 参考資料 1 大阪市学校適正配置審議会規則
- 参考資料 2 執行機関の附属機関に関する条例（抄）【抜粋】
- 参考資料 3 〔参考〕大阪市学校適正配置審議会審議状況
- 参考資料 4 〔参考〕大阪市学校適正配置審議会答申（平成 22 年 2 月）（概要）
- 参考資料 5 大阪市立中学校学校配置の適正化の推進に向けての意見書
- 参考資料 6 大阪市における学校配置の適正化の推進について（概要等）

○大阪市学校適正配置審議会

昭和53年 7 月 27 日

(教) 規則第22号

改正 平成25年 3 月 29 日 (教) 規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第 2 条第 1 項の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 (教) 規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

参考資料 2

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和 2 8 年 4 月 1 日 条例第 3 5 号

最近改正 令和 4 年 3 月 2 日 条例第 3 号

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省 略		
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化 に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての 教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第 2 条 第 1 条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和 5 3 年 5 月 3 1 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 5 3 年 7 月 2 7 日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和 4 年 3 月 2 日）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

〔参考〕 大阪市学校適正配置審議会審議状況

年 月 日	会 議 等	内 容
S53.7.27	第1回審議会	第一回開催日設置とする 審議会の所定事務の確認 運営委員会の設置(9名)
S53.9.26	第2回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 運営委員会報告 前懇談会答申の検討について 過小校の实地調査について
S54.5.17	第3回審議会	「教育課程と小規模校」について研究報告 審議会の基本方針 審議会答申の原案作成について 学校適正配置についての今後の進め方について 小委員会の設置(7名)
S54.8.4	第4回審議会	審議会第1次答申の審議 連絡調整委員会の設置(6名)
S54.10.20	第5回審議会	審議会第1次答申の審議
S55.1.19	第6回審議会	審議会第1次答申の決定
S55.1.22	(第1次答申)	プレス発表
S55.7.28	第7回審議会	審議会の役員選出(会長、会長代理) 今日までの経過説明 連絡調整委員会について 今後の進め方について
S56.3.28	第8回審議会	第2次答申の決定
S56.3.31	(第2次答申)	プレス発表
S57.3.29	第9回審議会	南区における学級規模・配置の適正化に関する教育委員会実施案 (第1次)を地元提示した旨の報告
S58.3.18	第10回審議会	第9回審議会以降の過小校の状況について
S59.3.22	第11回審議会	南中学校本校・分校の統合について
S59.5.8	第12回審議会	難波小学校と元町小学校の統合について
S60.3.22	第13回審議会	適正化対象校の現況について
S61.3.22	第14回審議会	大宝小学校、芦池小学校及び道仁小学校の統合について
S62.3.24	第15回審議会	大宝幼稚園と芦池幼稚園の統合について
S63.3.28	第16回審議会	東中学校と船場中学校の統合について及び曾根崎小学校と梅田東 小学校の統合について
H1.3.23	第17回審議会	大和川小学校と長原小学校の統合について及び曾根崎小学校と梅 田東小学校の統合について
H2.3.26	第18回審議会	集英小学校と愛日小学校の統合について及び桃谷小学校・桃園小 学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.3.26	第19回審議会	桃谷小学校・桃園小学校・東平小学校・金甌小学校の統合について
H3.12.10	第20回審議会	新設校(中央小学校)の設置及び審議会専門部会の設置について
H5.3.30	第21回審議会	新設校(真住中学校)の設置及び専門部会の経過報告について
H6.3.30	第22回審議会	適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について

年 月 日	会 議 等	内 容
H7.3.30	第23回審議会	精華小学校と南小学校の統合について及び菅南中学校と扇町中学校の統合について 適正化対象校の現状及び専門部会の経過報告について
H8.3.25	第24回審議会	精華幼稚園と南幼稚園の統合について 新しい小・中学校の教育のあり方を研究するための専門部会設置について
H10.3.30	第25回審議会	新設校(茨田小学校)の設置及び分校(加美北小学校)の廃止について 今後の適正化に関する「専門部会の審議経過の概要」について
H12.3.28	第26回審議会	新設校(清江小学校)の設置及び分校(小路小学校)の廃止について 今後の適正配置について
H15.7.28	第27回審議会	教育委員長から審議会会長に対し諮問 専門部会「審議経過の概要」報告 南住吉小学校分校の開校について 済美小学校・北天満小学校の統合について
H16.8.17	第28回審議会	専門部会の審議状況について
H16.9.27	(答申)	プレス発表
H18.12.6	第29回審議会	大阪北小学校と扇町小学校の統合について 児童数119人以下の小学校について 南住吉大空小学校の設置について
H20.6.2	第30回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 御幣島小学校の設置について
H20.6.10	(答申)	プレス発表
H21.11.9	第31回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方(中間報告)について
H22.2.10	第32回審議会	今後の学校配置の適正化の進め方について 焼野小学校の設置について
H22.2.25	(答申)	プレス発表
H22.9.27	第33回審議会	周知パンフレットの概要について
H24.6.28	第34回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校適正配置の今後の進め方について
H25.2.22	第35回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進のための指針(仮称)について
H25.12.20	第36回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の推進に向けての意見書(案)について
H27.3.16	第37回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 塩草小学校と立葉小学校の統合について 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について 今後の学校適正配置の進め方について(案)
H28.3.30	第38回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 大阪市の学校適正配置における現状と課題について
H29.2.9	第39回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 生野区西部地域学校再編整備計画について 市内中心部における児童急増対策について
R2.2.3	第40回審議会	学校配置の適正化の取り組み状況について 学校配置の適正化の今後の進め方について

年 月 日	会 議 等	内 容
R5.3.30	第41回審議会	学校配置の適正化の取組状況について 大規模校の現状と経過報告について 大阪市の中学校の現状と課題について
R6.1.31	第42回審議会	学校配置の適正化の取組状況について 「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書 (案)」について

〔参考〕 大阪市学校適正配置審議会答申(平成22年2月)

今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)【概要】

I 経過

○平成 16 年答申 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年 4 月)

○平成 20 年答申 12～24 学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

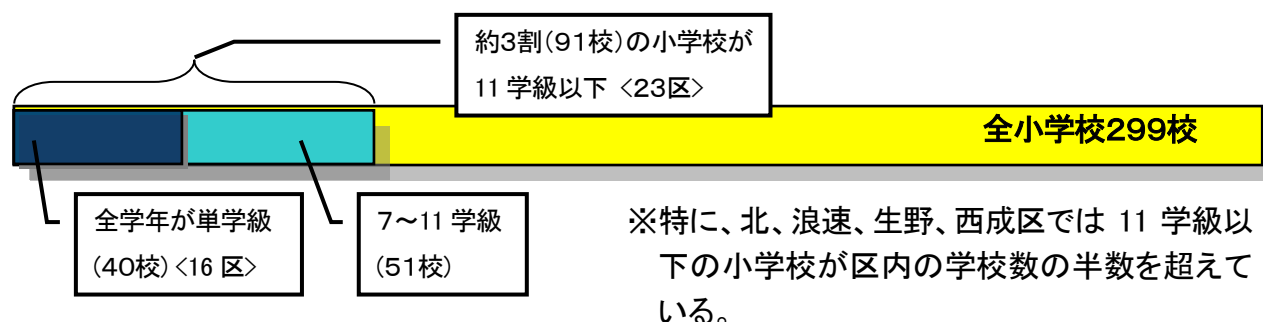
↳ 極めて小規模な 3 校より、順次、地域・保護者への説明を開始

II 児童数等の推移・現状

児童数等の推移

児童数は、昭和54年度(約 24 万 2 千人)と平成 21 年度(約 12 万 2 千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず学校数は反対に増加(293校→299校)。

大阪市の小学校の現状(平成 21 年 5 月 1 日現在)



III 今後の学校配置の適正化について

適正規模

- ・ 12～24 学級とする。

適正化の必要性

- ・ 学校が小規模となることにより、人数が少ないことによる利点もあるが、教育上の課題も生じる。
- ・ これまで小規模校については、利点を活かし、課題は学校の創意工夫で克服しつつ教育活動を進めてきたが、今後、学校における工夫だけで良好な教育環境を整えるには限界がある。
- ・ 7～11 学級の規模の小学校についても、学年によっては 6 年間クラス替えもできず、全学年単学級の小学校と同様の課題がある。

適正化の対象

- ・ 11 学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理。

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校
- ⑦ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後 12 学級以上の状況になると見込まれる小学校

※上記の分類から、①から⑥に該当する小学校を適正化の対象とする。

IV 適正化に向けた進め方

- 今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない、①②に該当する小学校
 - ➡ 保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべきである。
- 上記以外の③から⑥に該当する小学校
 - ➡ 児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取り組みに着手されたい。
- ◎ 児童・保護者の不安の緩和のための配慮とともに、保護者・地域関係者が適正化を前向きに考えてもらえるような機運の醸成に傾注すべきである。

- ➡ 小規模校の教育上の利点と課題、統合経験校の児童・保護者の意見、統合校への教育内容の充実などの情報を発信。
 - ➡ 市民への意識醸成のもと、行政区・中学校区単位の保護者・地域関係者との協働で適正化を検討。
- ◎ とりわけ小規模な小学校の集中している行政区、中学校区では、より活発な進展が望ましい。
- ◎ 学校種間の連携、接続のメリットを活かす観点から、小中一貫教育校の設置なども、より大きな集団で教育活動を営める点から有効な方策の一つと考える。

V 小規模校における教育活動の充実

適正化の推進には相当の年月を要するが、これらの小学校においても日々教育活動が為されており、教育効果面での課題に対処するため、当面の間は次のような方策を講じる必要がある。

- ・ 小学校間での交流活動
- ・ 小中連携
- ・ 地域との連携

大阪市立中学校

学校配置の適正化の

推進に向けての意見書

令和 6 年 3 月

大阪市学校適正配置審議会

目 次

はじめに	P 1
I 学校配置の適正化	
1 基本的な考え方	P 2
2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果	P 2
II 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状	
1 生徒数・学校数の推移	P 3
2 現状	P 3
III 大阪市立中学校における配置の適正化	
1 中学校の小規模化に伴う影響	P 4
2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象	
（1）適正規模について	
①学級数	P 5
②生徒数	P 5
（2）学校配置の適正化の対象について	P 6
3 学校配置の適正化の手法	
（1）学校配置の適正化の手法について	
①統合	P 7
②通学区域の変更	P 7
（2）学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について	P 8
4 学校配置の適正化の進め方	
（1）小学校における配置の適正化の進め方について	
①条例制定にいたる経過	P 8
②条例改正前後の取組の比較	P 8
③教育委員会事務局による分析	P 9
（2）中学校の配置の適正化を進めるにあたって	P 9
5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり	
（1）統合等において配慮すべき事項について	P 10
（2）統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について	P 10
（3）参考 統合によって廃校となる学校跡地について	P 11
おわりに	P 12

はじめに

- ・本審議会では、平成 15（2003）年 7 月に教育委員会より「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受け、小規模化が顕著である小学校を中心に検討し、平成 16（2004）年、20（2008）年、22（2010）年に答申（以下、それぞれ「16 年答申」「20 年答申」「22 年答申」という。）を、平成 25（2013）年に意見（以下、「25 年意見」という。）をとりまとめ、教育委員会へ提出してきた。
- ・22 年答申では、「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」としたところである。
- ・大阪市立中学校については、学級編制基準や入学率等の影響を受けるため一概には言えないが、通学区域内の小学校が適正規模であれば、ほとんどの中学校が各学年で複数学級を維持できることから、まずは、小学校の配置の適正化を着実に推進していくことが重要である。
- ・中学校の現状を見てみると、生徒数については、第 1 回審議会答申が出された昭和 50 年代と比較して半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。また、長年の少子化の影響により、著しく小規模化している中学校が存在しており、小学校だけでなく、中学校の配置の適正化についても検討すべき時期に来ていると言える。
- ・これらのことから、特に小規模な中学校においては喫緊の対応が求められるため、当審議会は、22 年答申、25 年意見を基本に、中学校の特性、この間に進められてきた小学校の配置の適正化の取組等を踏まえて、中学校の配置の適正化に着手するにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点等を中心に意見書としてまとめた。

I 学校配置の適正化

1 基本的な考え方

- ・義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。
- ・それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、令和2（2020）年度より小学校において、令和3（2021）年度より中学校において全面実施されている学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。
- ・こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。
- ・これらのことから、一定の規模を下回る学校については、学校配置の適正化（他の学校との統合等）を行うことにより集団規模等を確保し、児童生徒の教育環境の改善を図ることが必要である。

2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果

- ・1の基本的な考え方のもと、大阪市では小規模な小学校について、配置の適正化を進めてきた。
- ・令和3（2021）・4（2022）年度に統合した学校の児童を対象に、統合の半年後に実施したアンケートでは、約8割の児童が「新しい友だちができた」、約7割の児童が「遊ぶ仲間が増えた」、約5割の児童が「いろんな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答しており、小規模校の課題のひとつである人間関係の固定化が解消され、人間関係が広がっていること等が確認できた。
- ・また、「運動会等の集団活動が活発になった」との回答も多くあり、教育活動の幅が広がっていることも確認できたところである。
- ・教員からは、児童数が増えたことにより「交友関係が多様化し、特定の人間関係に依存しすぎるのがなくなった」「学習や取組に対して、教え合い

や競い合い、影響し合う機会が増えた」、また、教員の数が増えたことにより「他の教員の指導を見る機会が増え、様々な指導方法を学ぶことができるようになった」「教材研究を分担することができ、児童への指導の幅が広がった」「校務分掌の負担が減り、児童に向き合う時間が増えた」等の声が聞かれている。

- ・もとより学校配置の適正化については様々な意見が示されており、今後もその影響を注視していく必要があるが、これまでのところは上記のような肯定的影響が報告されているところである。

Ⅱ 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状

1 生徒数・学校数の推移

- ・大阪市立中学校の生徒数は、昭和 37（1962）年度に約 18 万 5 千人とピークを迎えた後は減少し続け、第 1 次答申当時（昭和 54（1979）年度）の約 10 万 8 千人から見て、令和 5（2023）年度は約 5 万 1 千人と半減しており、平成 13（2001）年度以降、5 万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和 54（1979）年度には 122 校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和 5（2023）年度には 126 校（義務教育学校含む、郊外校除く。）と反対に増加している。

2 現状

- ・令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、中学校 126 校のうち、一部の学年で単学級となる 5 学級以下の学校が 11 校あり、近年増加傾向にある。
- ・また、全校生徒数が 60 人を下回るなど、著しく小規模化している学校が存在するに至っている。
- ・具体的には、3 学級以下の学校が全体の 3 校（2.4%）、4～5 学級が 8 校（6.3%）、6～8 学級が 26 校（20.6%）、9～11 学級が 33 校（26.2%）、12 学級以上が 56 校（44.4%）となっている。
- ・大阪市の年少（0～14 歳）人口は、昭和 55（1980）年は約 54 万人であったが、令和 5（2023）年は約 28 万人であり、大阪市の総人口に占める割合は 10.2%となっている。約 20 年後の令和 27（2045）年には約 23 万人、同割合は 9.6%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。
- ・また、令和 27（2045）年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、生野区、西成区は 8%未満と比較的低い水準にあり、一方、福島区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上を維持すると見込まれており、地域によって異なる状況になることが見込まれている。
- ・一方、外国人人口の増加により、これまで減少傾向にあった人口が増加に

転じている区もある。

- ・大阪市は、不登校生徒在籍率や特別支援学級在籍率が全国平均を上回っており、個別の支援を要する生徒が他の自治体と比して多い状況であり、地域的な偏りも見られる。さらに、前述のとおり、外国人人口の増加に伴い、日本語指導を必要とする生徒数も増加している。

Ⅲ 大阪市立中学校における配置の適正化

1 中学校の小規模化に伴う影響

- ・1学年あたりの生徒数が少ないことによる利点や課題は、22年答申に記載のとおりである。
- ・一般的に小規模校は、学校としてまとまりやすい、生徒一人ひとりの生活実態が把握しやすく家庭との連携がとりやすい等の利点がある。
- ・一方で、クラス替えができないため人間関係が固定化する、集団の中での経験を通じて能力を育む機会が減少する、教育活動の幅が狭くなる、校務分掌にかかる負担が偏る、教員集団のバランスがとりにくくなるといった様々な課題がある。
- ・中でも、中学生は、思春期の多感な時期にあり、人間関係が固定化することの影響が、より深刻な課題となって顕れやすい。また、高校進学等に伴い新たな人間関係を構築していく力が求められることを考えると、小規模校であることによって生じる課題がより大きく影響すると言える。
- ・部活動についても、当該校だけでは一定の人数が必要となる種目の部活動が成立しなかったり、小規模校では教員の配置数が減ることもあり、部活動の種目が限られたりする等の課題もある。
- ・また、中学校の特徴として教科担任制があり、文部科学省の手引きによると、免許外指導をなくすためには、学級数は9学級以上を確保することが望ましいとされている。8学級以下の学校では9教科の教員定数が確保できず、免許外指導や兼務、非常勤講師による対応等が生じる可能性がある。
- ・さらに、教員数が限られることにより、新しい指導技術や考え等が入ってきにくくなるなど、指導技術の活性化や資質向上の観点においても課題がある。加えて、教科により授業時数に大きな差があることから、業務の標準化という面でも課題があると考ええる。
- ・その他、小学校にも共通することとなるが、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図っているところ、集団で議論する際に、小規模校の学級ではメンバーが固定化し議論が深まらないなど、今日的な学びの実現への影響も生じると考える。

2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象

小学校の適正規模及び配置の適正化の対象については、学級数及び児童数の両面から基準が検討されていることから、中学校についても同様に検討する。

(1) 適正規模について

① 学級数

- ・「学校教育法施行規則」（以下、「規則」という。）では、中学校の学級数は「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされている。
- ・ただし、「地域の実態その他により特別な事情のあるときには、この限りでない」とも規定されており、他の政令市においても、半数以上が規則と異なる基準を設けている。
- ・大阪市では、学級数の下限について、小学校では、クラス替えが可能な 1 学年 2 学級、6 学年で 12 学級としている。
- ・中学校は、教科担任制であるため、9 学級未満の場合、授業時数の少ない教科において 1 名の教諭の確保が困難となり、免許外指導等が生じる可能性がある。持続的に良好な教育環境を提供する観点から、免許外指導等が生じる学級数には課題があると言え、適正規模の学級数の下限は 1 学年につき 3 学級、全学年で 9 学級がひとつの基準になると考える。1 学年 3 学級あれば、クラス替えはもとより、教科によるが同一教科に複数の教員の配置も可能であり、小規模化に伴う教育上の課題も概ね生じない学級数であると考ええる。
- ・また、昭和 54（1979）年答申では、300 人以上を適正規模としているところ、生徒数が 300 人程度であれば 9 学級程度となること、下限を規則で標準とされている 12 学級とした場合、5 割以上の中学校が適正規模未満の学校となる現状を踏まえると、下限の目安は 9 学級とするのが、大阪市の実態に沿っていると考ええる。
- ・上限については、小学校において 24 学級としており、他の多くの政令市でも 24 学級としている。中学校について変更すべき特段の事情もないと考える。
- ・よって、大阪市においては、中学校の適正規模を「9 学級以上 24 学級以下」とすることが妥当であると考ええる。
- ・なお、自治体によっては、適正規模校より小さい学校を「準小規模校」や「準ずる規模」と規定している事例が見られた。今後、制度の変更や更なる少子化の進行等により、改めて適正規模の基準を検討する際には、参考にすべき考え方のひとつであると思料する。

② 生徒数

- ・小学校における 1 学級あたりの児童数の下限の目安については、16 年答申

において、調査研究の結果や教育活動の円滑な実施等の観点から 1 学級あたり 20 人程度と整理したところである。

- ・ 中学校における 1 学級あたりの生徒数の下限の目安については、調査研究の結果や教育活動の円滑な実施等の観点において小学校と中学校で特段の差異はないことから、1 学級あたり 20 人程度との整理は中学校についても妥当である。
- ・ 昭和 54（1979）年答申において 300 人未満の学校を過少校と定義していることについては、①に記載のとおり適正規模の学級数の下限である 9 学級であれば、生徒数は 300 人程度となることから、齟齬はないところである。しかしながら、9 学級でも生徒数 300 人未満になる学校も現に存在すること、また、その場合でも、即座に教育活動に支障が生じるという状況でもないことから、中学校における適正規模の考え方については、学級数を基本とし、300 人は一つの目安とするに留める。なお、個々の学校の状況を踏まえ、必要な対策を講じていくことが望まれる。

（２）学校配置の適正化の対象について

- ・ （１）の整理を踏まえ、9 学級を下回る中学校は、小規模校となる。
- ・ 中でも、生徒数が 60 人（20 人×3 学年）を下回る、また、単学級の学年がある規模の場合は、円滑な教育活動の実施に支障がある、クラス替えができない等、特に生徒に与える影響が顕著であると考ええる。
- ・ よって、学校配置の適正化の対象については、小学校の区分も参考に、次のとおり区分し、教育効果面での課題が大きいと認められる中学校から順次検討を行っていくのが望ましい。
 - ① 複式学級を有する学校
 - ② ①の学校を除き、生徒数が 60 人を下回り、今後とも 60 人以上に増加する見込みがない学校
 - ③ 生徒数は 60 人以上であるが、今後 60 人を下回ることが見込まれる学校
 - ④ ①～③の学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後ともすべての学年において単学級であることが見込まれる学校
 - ⑤ 現在、4 学級または 5 学級であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
 - ⑥ 今後、4 学級または 5 学級の状況になると見込まれる学校
- ※ なお、①～⑥を除く 8 学級以下の学校で、教育上の課題が生じている、あるいは、近い将来に教育上の課題が生じることが見込まれる場合は、学級数及び生徒数の推移を十分に考慮のうえ、適正化を進める。

3 学校配置の適正化の手法

(1) 学校配置の適正化の手法について

- ・学校配置の適正化の方策としては、これまでの答申等で検討・整理されてきており、中学校についても「統合」又は「通学区域の変更」の手法により進めることが妥当である。
- ・ただし、中学校は小学校と比べ通学区域が広いことから、手法の検討にあたっては、距離や時間など通学の負担について留意することが必要である。また、大阪市全体では、今後更なる年少人口の減少が見込まれているが、地域によっては急激に減少したり、逆に増加したりすることも想定されていることから、適正配置対象校・適正配置関係校を決定するにあたっては、人口推移等を十分に分析し、長期的な視点で検討することが必要である。

① 統合

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、小規模校同士の統合を優先する。
- ・また、通学にかかる負担を軽減する観点から、1対1等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用することとし、小規模校同士の統合では、原則として、生徒数の多い学校の校舎を、小規模校と適正規模校を統合する場合は、適正規模校の校舎を使用する。

② 通学区域の変更

- ・「統合」以外の方策としては、「通学区域の変更」の手法による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係校すべてが原則9学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

①・② 共通事項

- ・「統合」または「通学区域の変更」のいずれの場合においても、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校や他の手法がある場合は、上記の限りではないものと考ええる。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、指定外就学の特例の設置も合わせて検討すべきである。

（２）学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について

- ・適正規模（９学級～２４学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離が概ね３km以内※^１になること
- ・通学経路※^２の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと

※１ 距離については「大阪市児童生徒に対する公共課交通機関無料乗車証交付要綱」交付資格者の通学距離（小学校においては２km、中学校においては３kmを超える場合）に準じている。

※２ 中学校については、発達段階をふまえ、通学路の指定は行っていない。

- ・学校配置の適正化にあたっては、上記の条件を満たすことを原則とするが、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由や、やむを得ない事由等がある場合は、原則に縛られるものではないと考える。

４ 学校配置の適正化の進め方

（１）小学校における配置の適正化の進め方について

① 条例制定にいたる経過

- ・大阪市では、小学校における配置の適正化の進め方を条例等で規定している。
- ・この間の答申等に基づき、統合にあたっては、当該校区のＰＴＡ役員や地域関係者等から構成される協議会等を設置し、その協議会等において統合を承認することとしていた。そのため、ＰＴＡ役員や地域関係者の責任や負担の増大、協議の長期化等が課題となっていた。
- ・学校配置の適正化の取組について、行政の責任において公平かつ持続的に運用していくため、令和２年４月に「大阪市立学校活性化条例」（以下、「条例」という。）が改正施行され、教育委員会は、区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画（以下、「計画」という。）を策定し、統合後の学校にかかる事項について保護者等から意見を聴くこと等について規定された。

② 条例改正前後の取組の比較

- ・小学校における配置の適正化の取組件数は、条例改正以前の昭和６０（１９８５）年～令和元（２０１９）年度まで（令和２年４月開校含む）は、２０件であり、条例改正前の直近４年間では、５件（１.２５件/年）であった。一方、条例改正後の令和２（２０２０）年度～令和５（２０２３）年度までの４年間に計画を策定した件数は、１０件（２.５件/年）であった。

- ・統合に要した期間については、条例改正前の長期化したケースでは、対外的な説明等の着手から統合決定まで約３年～７年であったところ、条例改正後に着手したケースでは、約２年半（新型コロナウイルス感染症の拡大により、取組を延期した期間を含む）であった。

③ 教育委員会事務局（以下、「事務局」という。）による分析

- ・学校配置の適正化については、行政の責任を明確にし、区担当教育次長の指揮のもと取組を進めている。取組数が増加するとともに、統合決定にかかる期間も短縮されている。
- ・学校配置の適正化の基準・進め方はもちろんのこと、計画案策定前の住民説明会の内容、計画内容、計画策定後の「学校適正配置検討会議」の議論内容等を広く公表し、公平性・透明性の担保を図っている。
- ・計画公表後、保護者・地域住民等により構成される「学校適正配置検討会議」において、計画の具体化にむけ意見聴取・議論を行い、新しい学校づくりに保護者や地域住民の参画を図っている。
- ・前述（Ⅰの２）のとおり、統合半年後に実施したアンケートでは、児童の交友関係の広がりや教育活動の充実など、集団規模が確保されたことで、期待された教育効果が得られていることが伺えた。また、教員からは、指導技術の向上や児童との関わり等に時間が確保できるようになった等の声も寄せられており、これまでの取組では総じて肯定的な影響が確認できている。
- ・以上、条例改正後の取組事例が少なく十分な分析はできないが、現行の学校配置の適正化の進め方は概ね有効に機能していると考ええる。
- ・一方で、住民の理解を得ることに時間を要していることや、本市発注工事における週休２日工事の推進により校舎整備に要する期間が長期化していること、事前準備を重ねてもなお、統合当初の学校生活において、新たなルール等について児童や教職員間の認識にずれが生じていることのほか、区によって取組状況が異なること等が課題として挙げられる。今後は、当事者だけでなく、市民に対しても、日頃から学校配置の適正化の意義や必要性について幅広く啓発するとともに、より早い段階から検討を始めること、統合決定後の学校間の連携・交流をより十分に行うこと等が必要である。また、区役所と事務局がより一層密に連携し、取組を推進していくことが肝要である。

（２）中学校の配置の適正化を進めるにあたって

- ・小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえて進め方を検討し、保護者や地域に混乱を来すことがないようにすることが肝要である。

- ・なお、事務局の分析にもあるとおり、条例改正後の取組事例が限られ、エビデンスに乏しい状況であり、確定的なことが言えないことから、審議会としては、今後、事務局において中学校の配置の適正化の進め方を検討するにあたっての留意点を述べるに留めておく。

5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり

(1) 統合等において配慮すべき事項について

- ・統合を進めるにあたっては、25 年意見のとおり、保護者や地域関係者と統合後の学校のあり方などについて共有を図るとともに、統合前に対象校の生徒同士の交流活動や教員間の連携をしっかりと行うことが大切である。また、統合によって生じる新たな物品の購入など保護者の経済的負担に対する軽減策を講じることが必要である。
- ・特に、中学校において配慮すべき事項としては、統合により通学距離が長くなることが想定されるため、通学にかかる負担軽減策を講じることが必要である。
- ・また、高校入試について、十分な配慮が必要である。生徒の心理的な支援に留まらず、統合前の準備段階から丁寧な情報提供に努めるなど、成績評価や進路指導に関する不安を払拭するための取組が求められる。
- ・さらに、Ⅱの2で述べたように、不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒が増加している状況に留意する必要がある。特に、個別の支援を要する生徒は、環境の変化の影響を受けやすい傾向にある。統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や支援策の検討等を行うなど、きめ細やかな取組により、本人や保護者の不安の解消に努めることが必要である。また、在籍状況に地域的な偏りも見られるところであり、学校配置の適正化の取組を進めるにあたっては、規模の確保の観点のみならず、個々の生徒や地域の特性を踏まえた検討も必要である。

(2) 統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について

- ・教育環境の更なる向上にむけた支援として、25 年意見のとおり、統合によって新たに開校した学校において、適正配置対象校の教育方針が継承されるよう考慮すること、新しい学校教育目標のもとで教育活動が展開できるよう必要な支援を行うこと、生徒にきめ細かい対応ができるよう教員等の配置について配慮すること等が必要である。
- ・また、25 年意見では、施設について、既存の施設の活用を原則としつつ、新しいコンセプトの下で展開する教育活動に必要な施設・設備は整備すべきとしたところであるが、大阪市では個別の支援を要する生徒が多い状況を踏まえ、そういった生徒の支援につながる環境整備についても可能なか

ぎり検討されたい。

- ・さらに、中学校においては、部活動も重要な要素である。通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、帰宅時間等も考慮した活動のあり方も、検討すべき課題であると考ええる。

(3) 参考 統合によって廃校となる学校跡地について

- ・令和4（2022）年4月に「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画（案）の作成と並行して計画的に検討を進めていくことが重要である。
- ・また、現在、大阪市では、廃校となった学校を活用し、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開校に向けた準備を進められている。今後も、廃校とするだけでなく、新たな学校として活用することも考えられたい。

おわりに

- ・ 今般、当審議会では、早急な対応が求められる大阪市立中学校の配置の適正化を進めるにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点を中心に整理を行った。
- ・ 長年の少子化の影響により、更なる学校の小規模化が進行することが見込まれる一方で、政府は、「こども未来戦略方針」を決定し、次元の異なる少子化対策に取り組むとしている。今後の人口推移、社会状況や学校教育を取り巻く環境の変化、先行して取り組んでいる小学校の配置の適正化や校舎の老朽化の状況等をしっかりと捉え、適宜、基準等を再検討されたい。
- ・ 学校配置の適正化は、それぞれの学校・地域の歴史や事情、また、配慮や留意が必要な事項も多くあり、多大なエネルギーを必要とする取組であると思料するが、未来を担う子どもたちのより良い教育環境確保のために、今後とも、区役所・教育委員会が一丸となって取組を進めていただくことを期待する。
- ・ 学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格も有している。学校配置の適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対して、「子どもの教育環境の改善のため」という学校配置の適正化の目的や必要性について丁寧な説明や議論を十分に行い、本取組が、保護者や地域住民がより一層主体的に学校づくりやコミュニティづくりに関わっていく機会となるよう取り組まれない。

大阪市立中学校

学校配置の適正化の推進に向けての意見書

(資料編)

令和6年3月

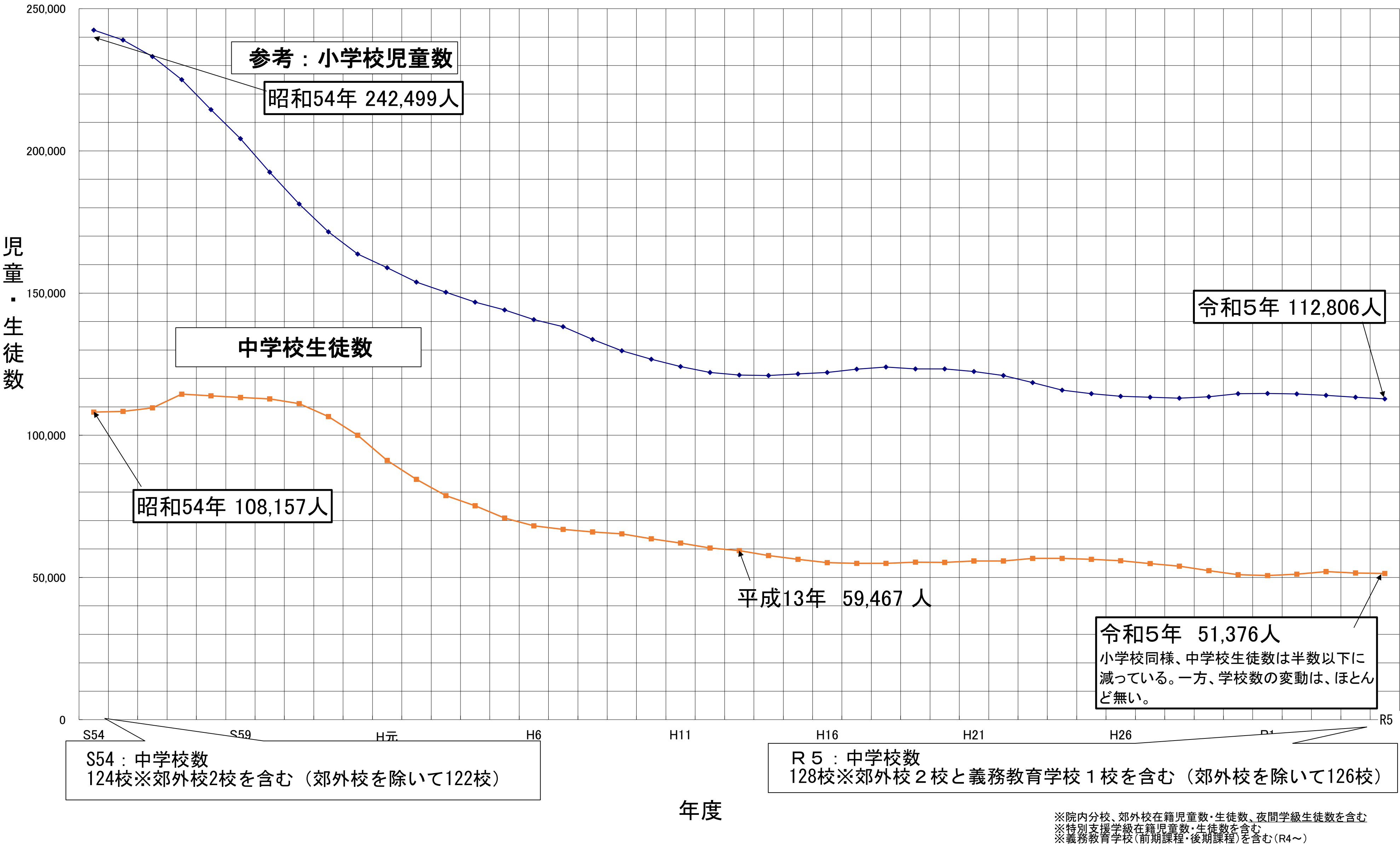
大阪市学校適正配置審議会

資料編目次

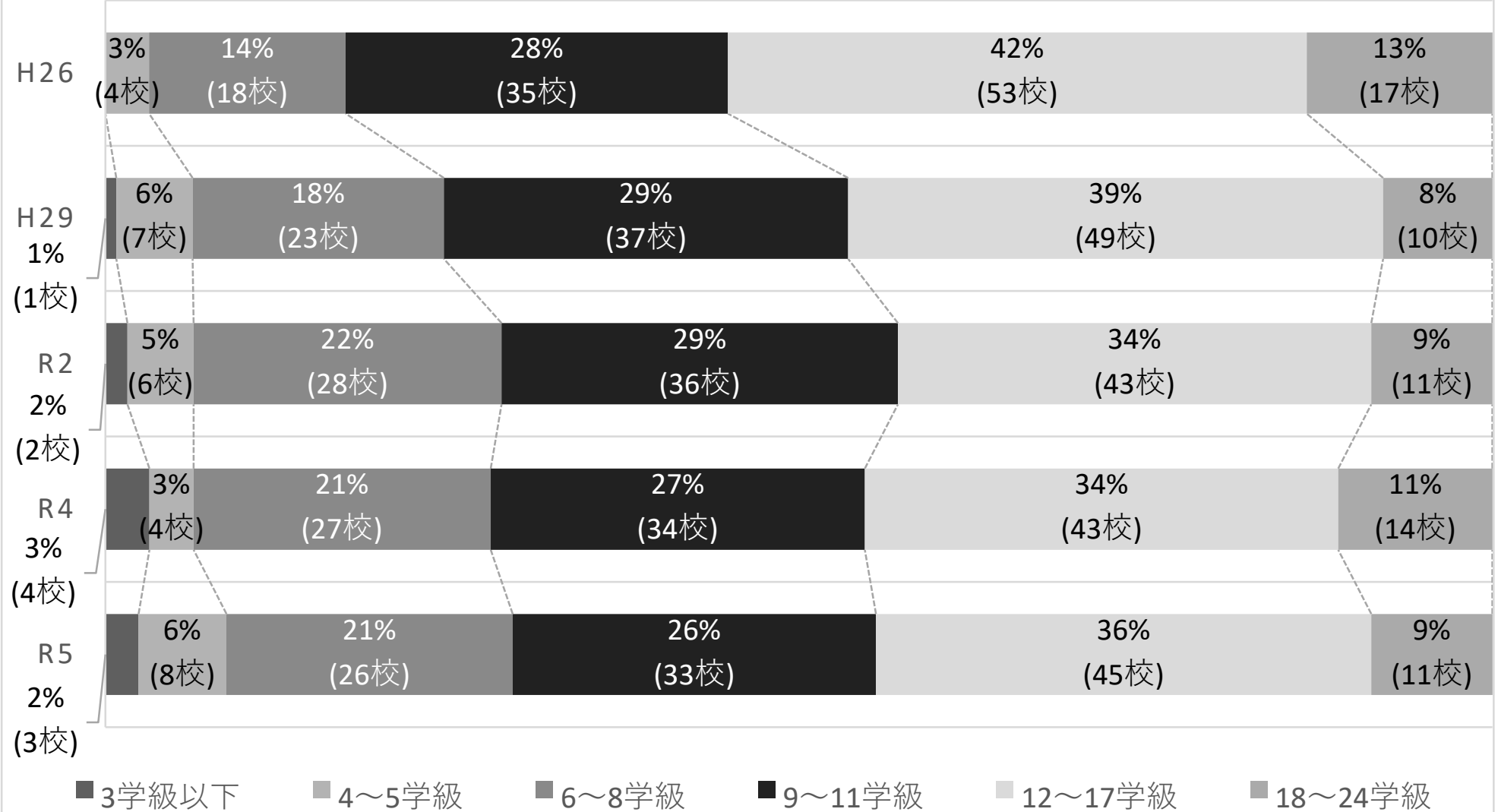
資料1：生徒数・学級数の年度推移	 P 1～2
資料2：令和5年度 中学校行政区別生徒数・学級数一覧	 P 3
資料3：人口構造の推移	 P 4～5
資料4：外国人住民の増加率（行政区別）	 P 6
資料5：不登校生徒の在籍比率の推移	 P 7
資料6：特別支援学級生徒の在籍比率の推移	 P 8
資料7：日本語指導が必要な生徒の在籍比率の推移	 P 9
資料8：主な政令市における適正な学校規模および 学校配置の適正化にかかる考え方について（中学校）	... P 10
資料9：小学校における配置の適正化の効果 （令和3年度・4年度 統合後アンケート結果）	 P 11～14
資料10：学校配置の適正化の実施状況（小学校）	 P 15
資料11：大阪市学校適正配置審議会委員名簿	 P 16
資料12：審議経過について	 P 17

資料 1 : 生徒数・学級数の年度推移
・ 生徒数の推移 (中学校)

(各年度 5 月 1 日時点)



中学校の学校規模別推移について（H26～R5）



資料 2：令和 5 年度 中学校行政区別生徒数・学級数一覧

※ 令和5年5月1日現在
※夜間学級、郊外校は除く
※生徒数は特別支援学級在籍生徒を含む
学級数の()は特別支援学級で外数

学級数欄【凡例】
(太枠・太字) 全学年が単学級
(濃い網掛け) 4～5 学級
(薄い網掛け) 6～8 学級

区 名	学 校 名	生徒数	学級数
北	天 満 中	414	11 (5)
	北 稜 中	417	12 (4)
	大 淀 中	335	10 (5)
	豊 崎 中	194	6 (4)
	新豊崎中	287	9 (5)
都島	高 倉 中	494	13 (6)
	桜 宮 中	313	9 (5)
	都 島 中	332	9 (6)
	淀 川 中	228	6 (4)
	友 渚 中	753	20 (5)
福島	八 阪 中	466	12 (4)
	下福島中	638	17 (7)
	野 田 中	311	9 (4)
此花	春日出中	420	11 (4)
	梅 香 中	614	16 (6)
	此 花 中	330	9 (4)
中央	東 中	703	18 (5)
	南 中	166	5 (6)
	上 町 中	364	9 (5)
西	西 中	271	7 (6)
	花乃井中	647	16 (7)
	堀 江 中	799	20 (9)
港	市 岡 中	540	14 (7)
	港 中	242	7 (6)
	港 南 中	433	12 (6)
	市岡東中	337	9 (4)
	築 港 中	58	3 (1)
大正	大正東中	512	14 (7)
	大正中央中	213	7 (3)
	大正西中	213	6 (4)
	大正北中	340	9 (4)
天王寺	天王寺中	512	14 (6)
	夕陽丘中	529	14 (5)
	高 津 中	427	12 (1)
浪速	難 波 中	261	7 (5)
	日本橋中	202	6 (3)
	木 津 中	150	5 (2)
西淀川	淀 中	469	12 (5)
	西 淀 中	472	12 (5)
	歌 島 中	726	19 (9)
	佃 中	422	12 (6)
淀川	十 三 中	495	12 (8)
	新北野中	613	15 (7)
	三 国 中	846	22 (11)
	美津島中	436	12 (7)
	東三国中	268	9 (2)
	宮 原 中	472	12 (5)
	淡 路 中	205	6 (4)
東淀川	柴 島 中	137	5 (2)
	瑞 光 中	542	14 (8)
	中 島 中	149	6 (3)
	東 淀 中	644	17 (7)
	井高野中	335	9 (7)
	新東淀中	660	16 (7)
	大 桐 中	605	16 (8)
	東 陽 中	359	10 (4)
東成	本 庄 中	372	10 (5)
	玉 津 中	331	10 (6)
	相 生 中	444	12 (4)
	東 陽 中	359	10 (4)
生野	大 池 中	201	6 (3)
	東生野中	271	8 (3)
	田 島 中	197	6 (5)
	翼 中	280	8 (2)
	新生野中	302	9 (4)
	新 翼 中	220	7 (4)
	桃 谷 中	333	9 (5)

区 名	学 校 名	生徒数	学級数
旭	旭 陽 中	603	15 (8)
	大 宮 中	202	6 (4)
	旭 東 中	468	12 (6)
	今 市 中	437	12 (6)
	放 出 中	334	9 (5)
城東	蒲 生 中	699	18 (7)
	城 陽 中	579	15 (5)
	董 中	774	20 (7)
	城 東 中	634	16 (6)
	鯉 江 中	662	17 (5)
	茨 田 中	720	18 (7)
鶴見	緑 中	825	22 (8)
	茨田北中	534	14 (7)
	今 津 中	722	18 (7)
	横 堤 中	295	8 (3)
	昭 和 中	234	7 (4)
阿倍野	文の里中	676	17 (6)
	阪 南 中	800	21 (8)
	松 虫 中	260	7 (4)
	阿倍野中	323	9 (6)
住之江	住吉第一中	311	9 (4)
	加賀屋中	439	12 (7)
	住之江中	560	15 (7)
	新北島中	335	9 (4)
	南港北中	340	9 (4)
	南港南中	188	5 (4)
	真 住 中	340	10 (4)
	三 稜 中	529	14 (8)
住吉	我孫子中	437	11 (6)
	住 吉 中	350	9 (4)
	大和川中	275	9 (3)
	東我孫子中	449	12 (5)
	墨江丘中	526	14 (6)
	大 領 中	257	8 (5)
	我孫子南中	293	8 (6)
	田 辺 中	572	15 (6)
東住吉	東住吉中	570	15 (7)
	中 野 中	544	14 (7)
	矢 田 中	183	6 (5)
	白 鷺 中	564	14 (9)
	矢田南中	78	3 (5)
	矢田西中	106	3 (3)
平野	摂 陽 中	413	12 (5)
	平 野 中	446	12 (5)
	長 吉 中	240	7 (4)
	瓜 破 中	287	8 (4)
	加 美 中	384	10 (6)
	長吉西中	635	17 (5)
	喜 連 中	522	14 (8)
	長吉六反中	123	4 (4)
	瓜破西中	325	9 (6)
	加美南中	371	9 (6)
	平野北中	376	11 (5)
西成	天下茶屋中	266	8 (4)
	今 宮 中	165	5 (5)
	成 南 中	404	11 (6)
	鶴見橋中	127	4 (3)
	玉 出 中	329	9 (5)
	梅 南 中	136	4 (4)

学校数	生徒数	学級数
125校	50,847	1,373 (659)

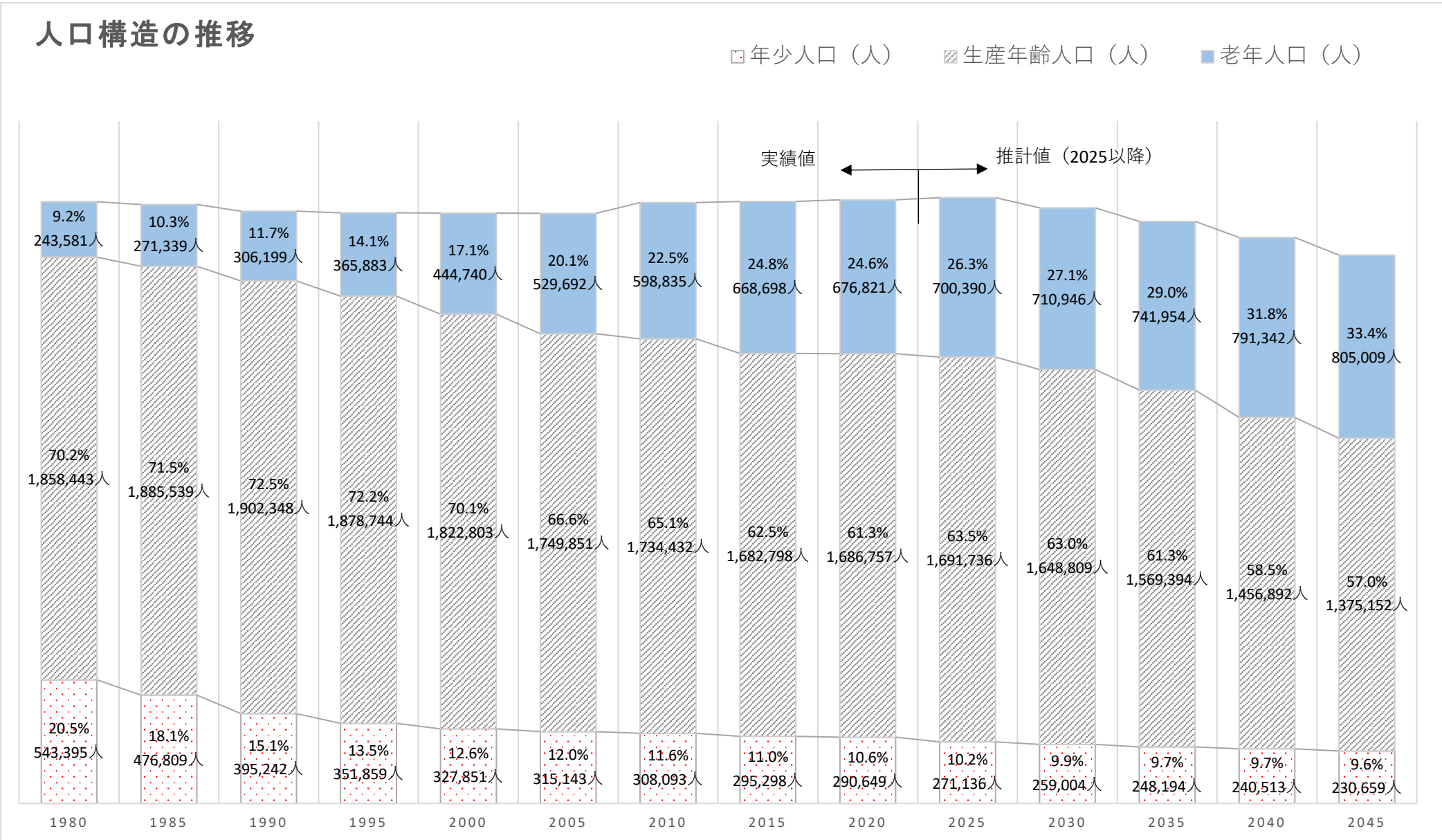
義務教育学校

学校名	生徒数	学級数
生野未来学園(後期)	238	7 (5)

1校

計 126校

資料3:人口構造の推移



（注）年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、高齢者人口：65歳以上

●参考: RESAS 地域経済分析システム 人口構成（出典: 総務省 国勢調査、人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口）より
<https://resas.go.jp/#/27/27100>

※令和5（2023）年10月1日現在 大阪市の人口 2,770,520人 大阪市の年少人口 281,936人、（年少人口が総人口に占める割合10.2%）

●参考: 大阪市計画調整局 大阪市の推計人口年報（令和5年）より
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000203035.html>

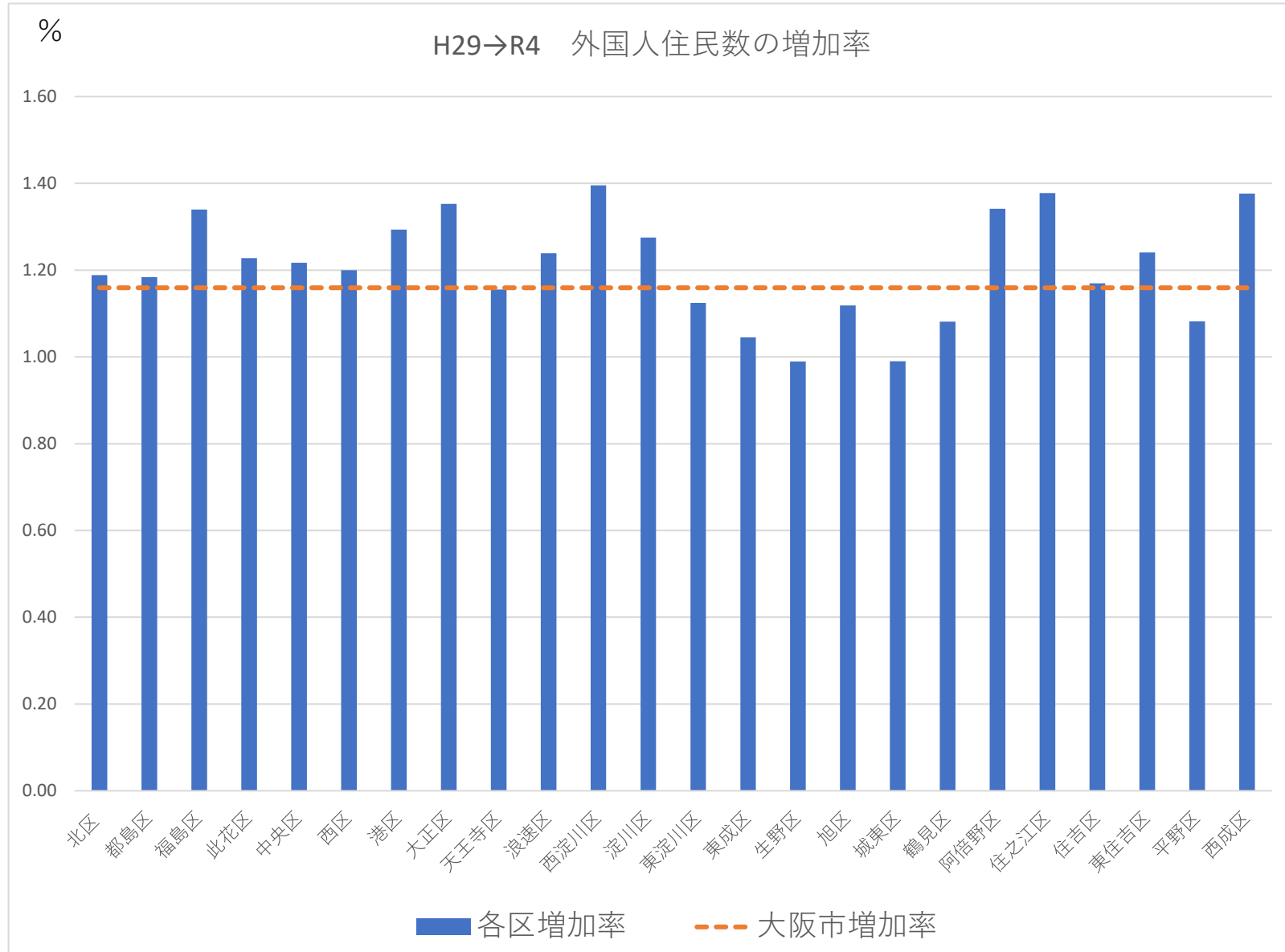
資料3:人口構造の推移

人口構造 令和27（2045）年（推計値）の年少人口比率（行政区別）

NO	行政区名	総人口（人）	年少人口（人）	各区総人口に占める年少人口の割合（％）
1	鶴見区	101,172	12,550	12.4%
2	阿倍野区	102,095	12,141	11.9%
3	天王寺区	86,595	9,969	11.5%
4	福島区	85,112	9,350	11.0%
5	住吉区	130,828	14,264	10.9%
6	此花区	63,096	6,867	10.9%
7	西区	116,799	12,353	10.6%
8	都島区	102,839	10,652	10.4%
9	西淀川区	79,912	8,184	10.2%
10	城東区	144,918	14,615	10.1%
11	東住吉区	92,283	9,103	9.9%
12	東成区	75,710	7,265	9.6%
13	淀川区	173,757	16,198	9.3%
14	旭区	78,968	7,130	9.0%
15	東淀川区	153,626	13,729	8.9%
16	中央区	113,840	10,067	8.8%
17	平野区	148,336	12,966	8.7%
18	港区	56,327	4,771	8.5%
19	北区	148,012	12,387	8.4%
20	大正区	41,609	3,445	8.3%
21	住之江区	86,628	7,016	8.1%
22	浪速区	76,673	5,446	7.1%
23	西成区	58,538	3,989	6.8%
24	生野区	93,147	6,202	6.7%
計	大阪市	2,410,820	230,659	

●参考: RESAS 地域経済分析システム 人口構成(出典:総務省 国勢調査、人口推計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口)より
<https://resas.go.jp/#/27/27100>

資料4:外国人住民の増加率(行政区別)

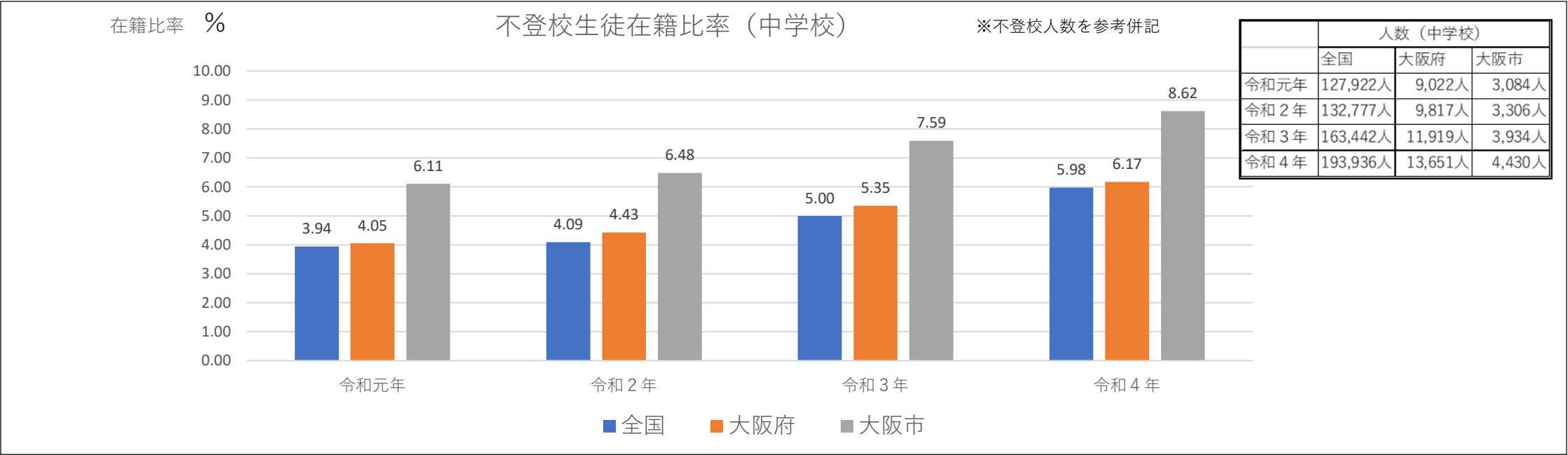


※大阪市の各区外国人住民数（平成29年、令和4年の各年12月末現在）を基に、増加率を計算

●参考:大阪市民政局 大阪市の外国人住民数等統計のページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431477.html>

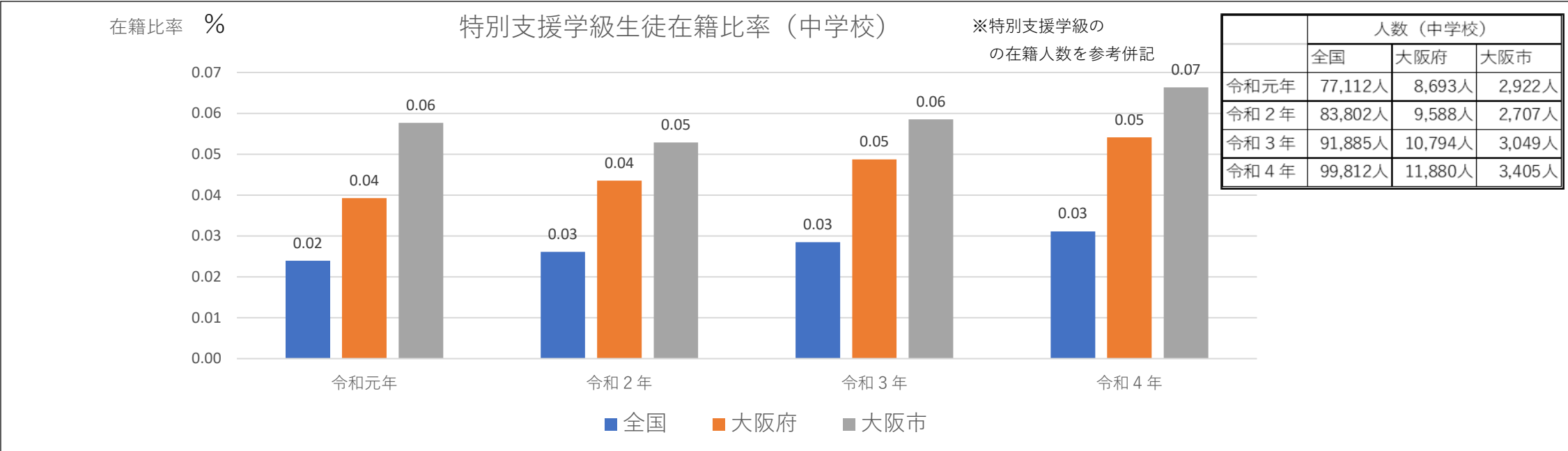
資料 5：不登校生徒の在籍比率の推移



※大阪市として独自調査を実施しており、実数（大阪市）を公表している。なお、大阪府の比率については公表されている数値をもとに大阪市独自に計算したものを含む。なお、令和4年度より義務教育学校後期課程を含む。

●参考:大阪市教育委員会事務局 大阪市立小中学校における暴力行為・いじめ認知・不登校数(令和4年度、令和5年度)より
<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000517247.html>

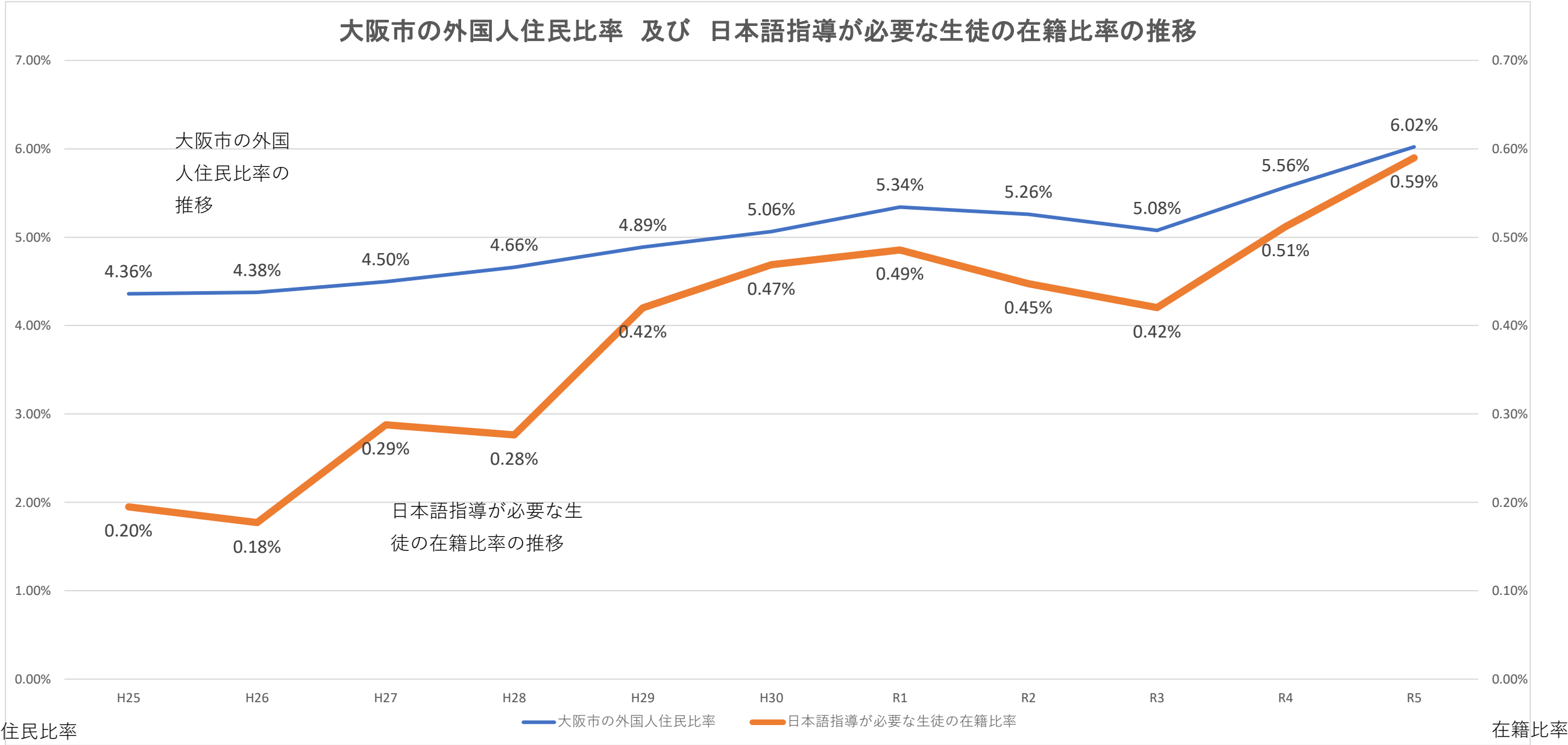
資料 6：特別支援学級生徒の在籍比率の推移



※比率については公表されている数値をもとに大阪市独自に計算したものである。

- 参考:e-Stat(政府統計ポータルサイト) 文部科学省 学校基本調査より <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>
- 参考:大阪府 大阪の学校統計(学校基本調査 調査結果報告書)より https://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/gakkou_k/gakkou_k-ne.html
- 参考:大阪市教育局委員会事務局 学校現況調査(調査結果)より <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000181415.html>

資料 7：日本語指導が必要な生徒の在籍比率の推移



※大阪市の外国人住民数（各年12月末現在）を基に、外国人住民比率を計算。（ただし、令和5年については、統計結果が出ていないため、「大阪市の推計人口年表（令和5年）」令和5年11月 大阪市計画調整局 資料から計算。

●参考: 大阪市民局 大阪市の外国人住民数等統計のページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000431477.html>

●参考: 大阪市計画調整局大阪市の推計人口年報(令和5年)より
<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000203035.html>

※日本語指導が必要な生徒の在籍比率については、大阪市として独自調査を実施しており、調査した数値をもとに計算。
なお、令和4年度より中学校には義務教育学校後期課程を含む。

資料8: 主な政令市における適正な学校規模および学校配置の適正化にかかる考え方について（中学校）

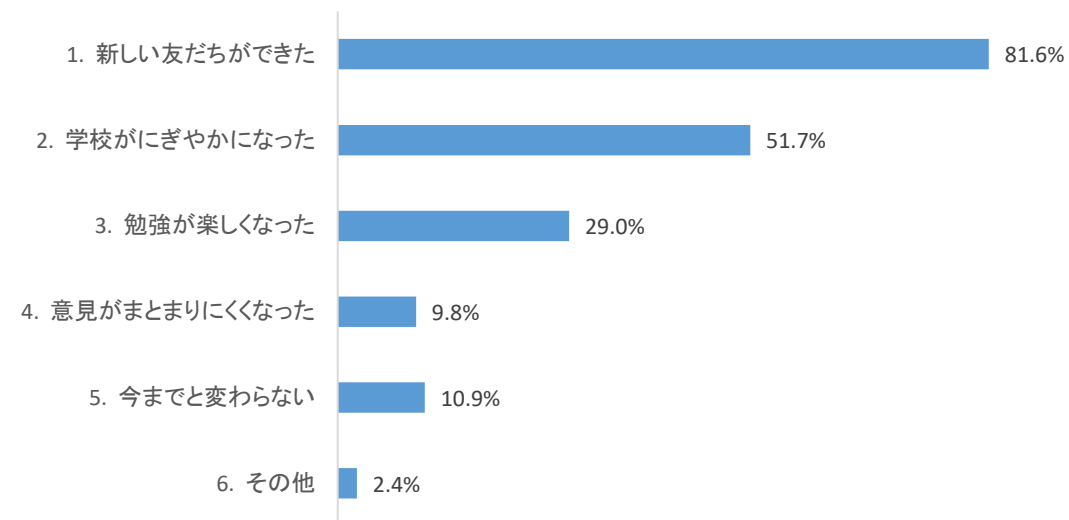
[illegible]

資料 9：小学校における配置の適正化の効果

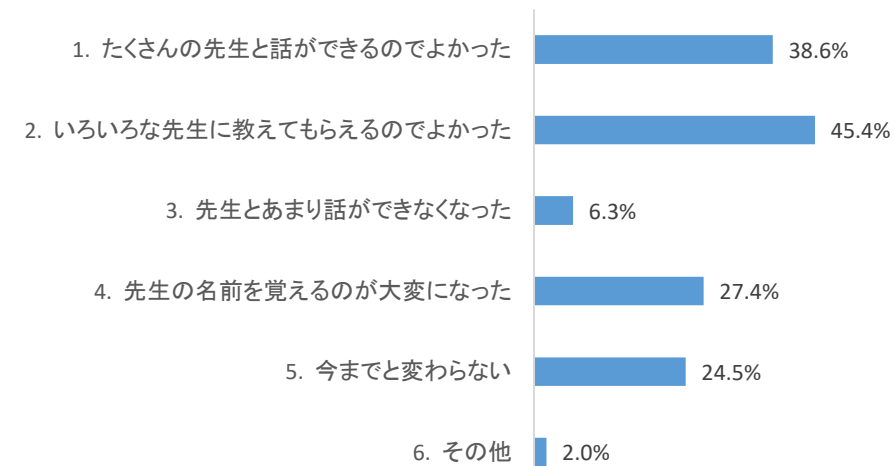
◆R3・4統合後アンケート結果(児童)

質問：今の小学校についてどう思いますか。（複数回答可）

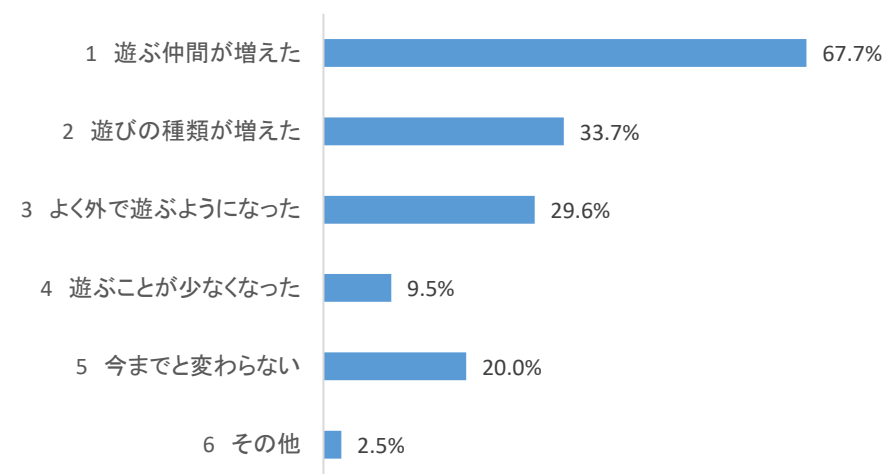
教室での様子について



先生の人数が増えたことについて



休み時間の様子について

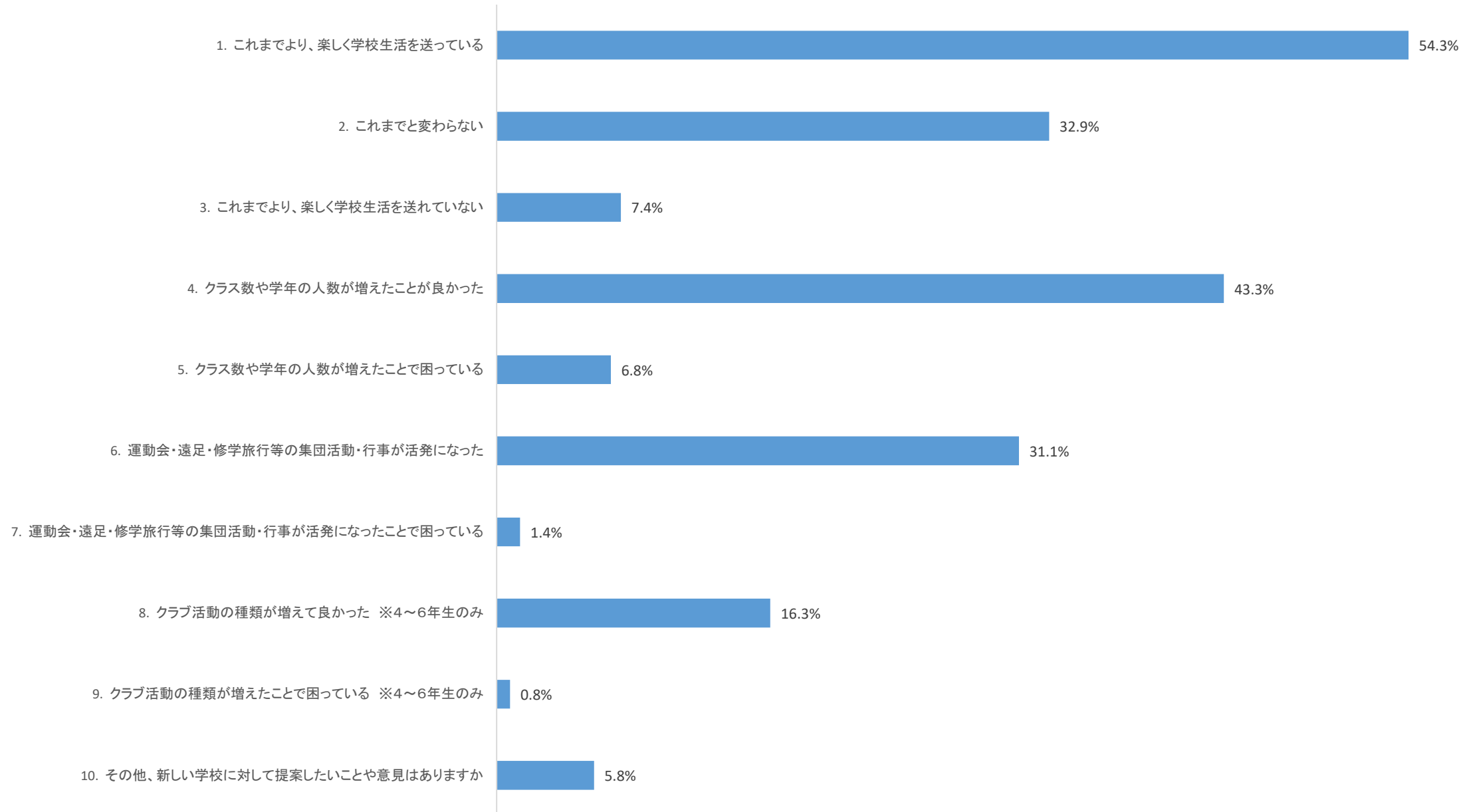


【分析】

・多くの児童が「新しい友だちができた」、「遊ぶ仲間が増えた」、「いろいろな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果(児童)

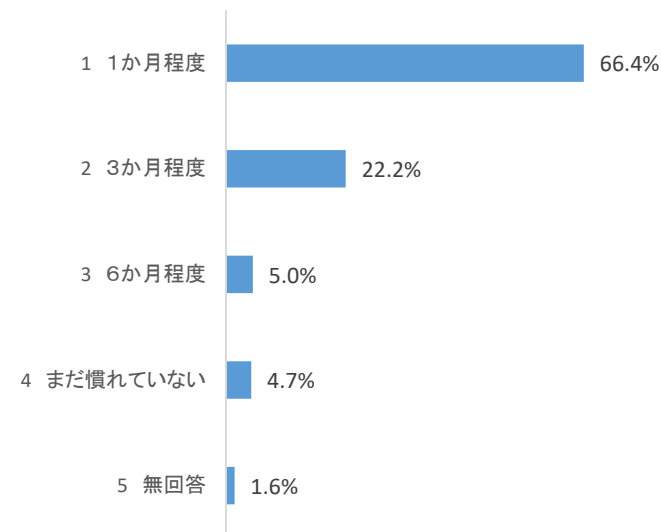
質問：統合してよかったことは何ですか。（複数回答可）



【分析】
・ 5割の児童が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果（保護者）

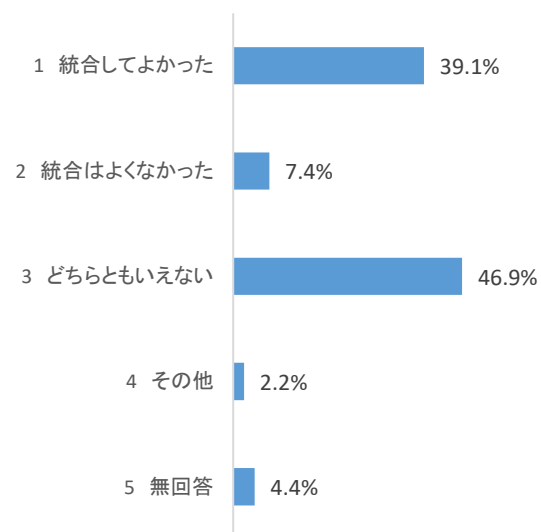
質問：お子様が、統合後の学校生活に慣れるまでにどのくらいかかりましたか



【分析】

- ・ 6割の保護者が、統合後の学校生活に1か月以内で慣れたと回答している。

質問：お子様の様子を見て、学校を統合したことについて、どのように感じておられますか

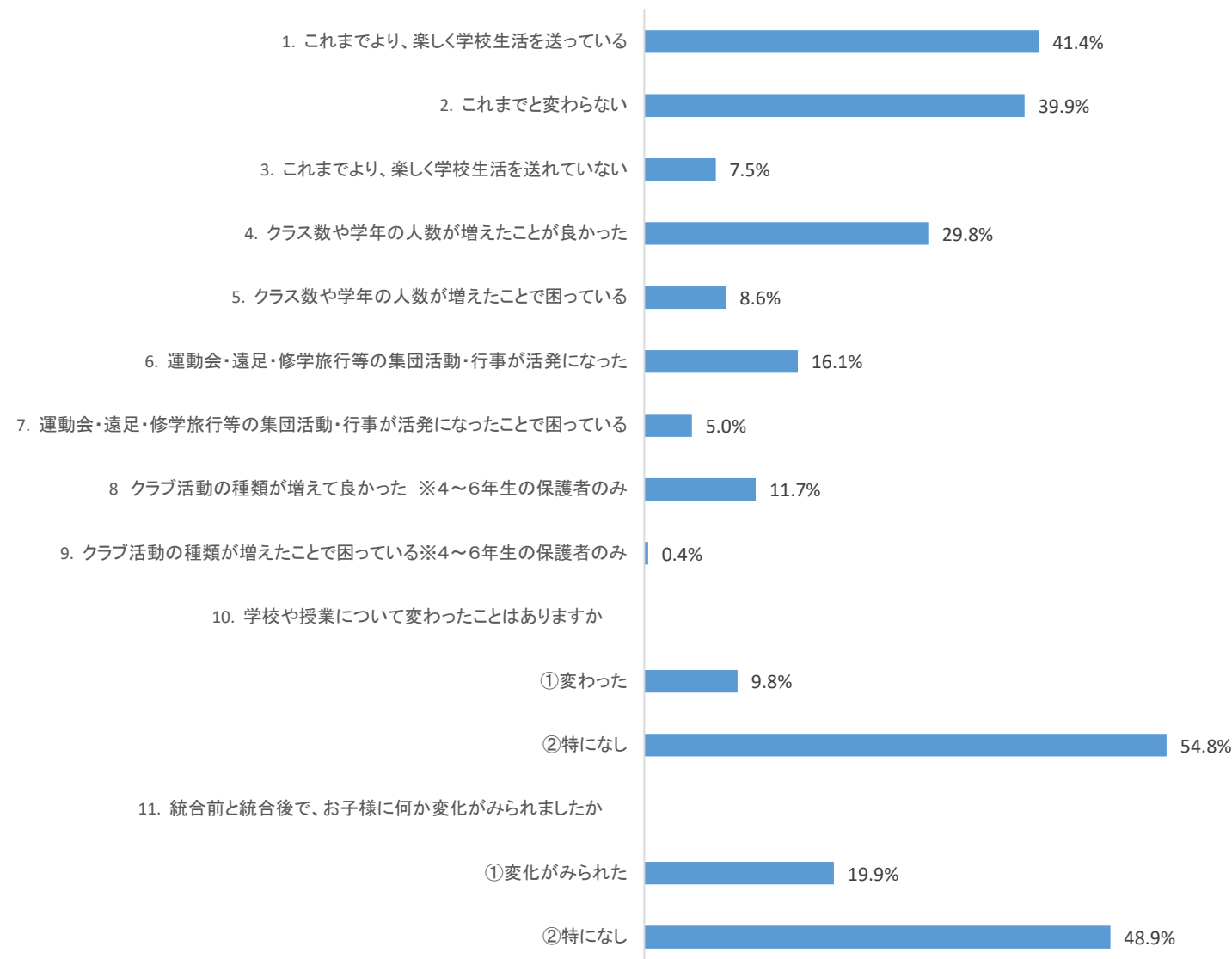


【分析】

- ・ 3割の保護者が統合してよかったと回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果（保護者）

質問：統合してよかったことは何ですか。（複数回答可）



【分析】
 ・ 4割の保護者が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

資料10 : 学校配置の適正化の実施状況(小学校)

条例改正前の統合状況(直近4年間)

条例改正前のスキーム	N0	統合年	区	新校名	適正化（統合）の状況	備考
	1	平成28年	東淀川区	西淡路小学校	西淡路小を淡路小校地へ統合	
	2	平成28年	平野区	長吉東小学校	長吉六反小を長吉東小校地へ統合	
	3	平成29年	浪速区	浪速小学校	恵美小・日本橋小・日東小を日本橋中校地へ統合し小中一貫校に	
	4	平成30年	住之江区	南港みなみ小学校	南港渚小・南港緑小を南港南中校地へ統合し小中一貫校に	
	5	令和2年	西淀川区	佃西小学校	佃南小を佃西小校地へ統合	※令和2年4月条例改正施行 ※佃南小は令和2年4月開校のため改正前に含む

条例改正後の統合状況

条例改正後のスキーム	N0	統合年または統合予定時期	区	新校名	適正化（統合）の状況、計画等	備考
	1	令和3年	生野区	大池小学校	御幸森小を中川小校地へ統合	
	2	令和3年	西成区	まつば小学校	松之宮小を梅南津守小校地へ統合	
	3	令和4年	生野区	生野未来学園	林寺小・生野小・舎利寺小の一部・西生野小及び生野中を統合し、義務教育学校（西生野小・生野中校地へ）に	
	4	令和4年	生野区	田島南小学校	田島小・生野南小を田島中校地へ統合し小中一貫校に	
	—	令和4年	生野区	大池小学校	舎利寺小の一部を大池小校地に統合	
	5	令和8年	生野区	未定	北鶴橋小を鶴橋小校地へ統合予定	令和4年2月 学校再編整備計画策定
	6	令和8年	生野区	未定	勝山小を東桃谷小校地へ統合予定 ※勝山小の通学区域の一部について生野未来学園の通学区域に変更	令和5年8月 学校再編整備計画策定
	7	令和10年	淀川区	未定	木川南小・西中島小を木川小（適正規模校）校地へ統合予定	令和4年12月 学校再編整備計画策定
	8	令和10年	城東区	未定	今福小を放出小（適正規模校）校地へ統合予定	令和6年2月 学校再編整備計画策定
	9	令和11年	西区	未定	九条東小の一部を九条南小校地へ統合予定、かつ、九条東小の一部を九条北小校地へ統合予定	令和5年12月 学校再編整備計画策定
	10	令和11年	港区	未定	港晴小・池島小を八幡屋小校地へ統合予定	令和6年1月 学校再編整備計画策定

※統合予定時期は今後の状況によって変更の可能性があります

(令和6年2月現在)

資料11：大阪市学校適正配置審議会委員名簿

役 職	氏 名	役 職 名	備考
会長	植松 利晴	帝塚山大学教育学部こども教育学科講師	※
会長代理	山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授	※
委員	一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会評議員	
委員	柏村 貴一郎	大阪市PTA協議会副会長	
委員	片山 紀子	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授	※
委員	喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会副会長	
委員	木村 さやか	産経新聞大阪本社論説委員	
委員	久保 朋子	大阪市PTA協議会副会長	※
委員	越村 市二	大阪市地域振興会副会長	※
委員	田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科准教授	※
委員	中西 啓喜	桃山学院大学社会学部社会学科准教授	
委員	西野 雄一郎	大阪公立大学大学院工学研究科講師	
委員	長谷川 葵	弁護士	

※…ワーキンググループ会議委員

資料 12：審議経過について

令和 5 年 3 月 30 日

第 41 回大阪市学校適正配置審議会開催

小規模化が進んでいる中学校の学校配置の適正化の課題について、これまで審議会で進めてきた小学校の議論をふまえつつ、中学校の特性をふまえて、ワーキンググループ（専門部会）を設置して検討を行い、その結果を「意見書」として教育委員会に提出することを確認。

※ワーキンググループ会議の審議について

	開催日	審議内容
第 1 回	令和 5 年 8 月 3 日	○検討課題について ・中学校における学校配置の適正化の検討について ・検討課題 中学校の小規模化に伴う影響について ・検討課題 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象について ○「意見書」構成案について ・構成案についての教育委員会からの説明
第 2 回	令和 5 年 9 月 7 日	○第 1 回ワーキング検討内容の確認 ○検討課題について ・検討課題 中学校の配置の適正化の手法等について ・検討課題 統合等への不安解消、魅力ある学校づくりについて ○学校配置の適正化の進め方について（報告） ○「意見書」たたき台について ・第 1 回ワーキンググループ会議での議論を踏まえた修正案についての教育委員会からの説明
第 3 回	令和 5 年 11 月 1 日	○「意見書」素案（案）について ・第 2 回ワーキンググループ会議での議論を踏まえた素案（案）についての教育委員会からの説明と意見交換

令和 6 年 1 月 31 日

第 42 回大阪市学校適正配置審議会開催

中学校の学校配置の適正化の課題に関するワーキンググループ会議での検討結果に関する報告をし、「意見書」（案）について審議。

大阪市における学校配置の適正化の推進について(概要等)

I これまでの経過

○平成 16 年「学校配置の適正化に関する答申」

児童数が 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年4月)

○平成 20 年「今後の学校配置の適正化の進め方について」答申

適正規模について再整理(12～24 学級)。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

↳ 極めて小規模な3校より、順次、地域・保護者への説明を開始
中津南小学校の中津小学校との統合(平成 22 年4月)

○平成 22 年「今後の学校配置の適正化の進め方について」答申

11 学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、児童数が 120 名を下回る小学校について、速やかに「統合」を進めるべきである。

↳ 該当 6 校について、地域・保護者への説明を開始

速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校	児童数 120 人を下回る小学校
今後の児童数の推移を注視し順次取組みに着手する小学校	児童数 120 人以上であるが、現に全学年単学級、あるいは今後全学年単学級の状況が見込まれる学校

○平成 25 年 12 月「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進に向けて」意見書

意見書を受け、平成 26 年3月「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」を策定。

○令和2年4月「大阪市立学校活性化条例」改正施行「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」策定および「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」改正

子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任を持って解決を図る必要があることから、小学校における学校配置の適正化の基準と進め方について、規定整備を実施。

○令和6年3月「大阪市立中学校の配置の適正化に向けての意見書」

小規模化の進行にともない、中学校においても小規模化の進行がみられたことをうけ、中学校の配置の適正化にかかる基本的な考え方が取りまとめられた。

意見書を受け、中学校の配置の適正化にかかる規定整備について検討。

○令和6年 12 月「大阪市立学校活性化条例」改正および、

「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」改正

中学校における配置の適正化の基準と進め方について規定。

○令和7年4月「大阪市立学校活性化条例」ならびに

「大阪市立小学校・中学校の適正規模の確保に関する規則」改正施行

「大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の推進のための指針」改正(予定)

Ⅱ 小学校および中学校の現状(令和6年5月現在)

	小学校	中学校
児童・生徒数	ほぼ半減 約 24 万2千人(S54)→約 11 万2千人(R6)	ほぼ半減 約 10 万8千人(S54) → 約5万1千人(R6)
学校数	横ばい 290 校(S54) → 281 校(R6)	微増 122 校(S54) → 127 校(R6)
学校規模	11 学級以下(単学級の学年あり) → 104 校 うち6学級(全学年単学級)かつ今後も同じ状況が継続する見込み → 40 校	5学級以下(単学級の学年あり) → 12 校 うち3学級(全学年単学級) → 3校

Ⅲ 適正化推進の基本的な考え方

平成 22 年答申を起点とし、児童生徒の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的として、条例、規則及び指針に基づき、学校配置の適正化を推進する。

また、大阪市においては、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、各区長が教育委員会事務局の「区担当教育次長」を兼務し、区内の教育に取り組む「分権型教育行政」を推進しており、学校配置の適正化についても区担当教育次長(区長)のリーダーシップの下、区役所と教育委員会事務局が連携して進める。

1 適正配置対象校の区分

対象校：毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

【小学校】

- ①複式学級を有する小学校
- ②児童数が 120 を下回る小学校であって今後も 120 以上となる見込みがないもの(①を除く)
- ③児童数が 120 以上である小学校であって、今後 120 を下回ることが見込まれるもの(①を除く)
- ④全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑤学級数が7以上 11 以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑥今後7学級以上 11 学級以下であると見込まれる小学校(①～③を除く)

【中学校】

- ①複式学級を有する中学校
- ②生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの(①を除く)
- ③生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの(①を除く)
- ④全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑤4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(①～③を除く)
- ⑥今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校(①～③を除く)

2 適正配置の手法

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「通学区域の変更」についても検討する。

3 適正配置相手校の選択基準

原則、小学校は同一中学校区、中学校は同じ区内にあり通学区域が隣接する学校とする。

4 適正配置において満たすべき条件

- ◇ 原則、適正規模(小学校 12～24 学級、中学校9～24 学級)になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離は、原則として、小学校は2km 以内、中学校は3km 以内になること。
- ◇ 通学路等の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

5 学校配置の適正化に向けた進め方

学校再編整備計画の策定

- ◇ 区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画(以下「計画」という。)案作成する。
- ◇ 計画に記載する事項は、再編の対象校の学級数・児童・生徒数推移および今後の見込み、再編の手法、学校施設の整備計画、通学路および通学路の安全対策、その他。
- ◇ 教育委員会は、規則に基づき、計画案を教育委員会会議に諮ったうえで計画を策定する。
- ◇ 区担当教育次長は、教育委員会会議において審議及び議決された計画を区ホームページにおいて公表する。

学校適正配置検討会議

- ◇ 区担当教育次長は、計画について意見を聴取する場として、保護者や地域住民等から構成される「学校適正配置検討会議」を開催する。
- ◇ 意見聴取する事項は、計画に関すること、学校名案、校歌、校章、標準服、その他必要な事項。

6 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

- ◇ 保護者に過度の経済的負担を与えないよう配慮する。
- ◇ 新しい教育方針のもとで教育活動を展開するため、学校長から提案する学校の活性化・特色化に関する取組について、教育委員会は積極的な支援を行う。
- ◇ 児童・生徒にきめ細かい対応ができるよう、教員配置等について配慮する。
- ◇ 児童・生徒の心理的な負担軽減策(交流事業等)を実施する。
- ◇ 適正配置の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績など文化的な継承が、新しい学校においても図られるよう考慮する。
- ◇ 中学校については、再編により通学距離が長くなる場合、負担軽減策を検討する。

7 大規模校・過大規模校について

- ◇ 過大規模校等が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

8 その他(学校跡地について)

- ◇ 学校の跡地は、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、地域の防災拠点としての機能を担っているなど一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、処分及び有効活用について、計画的に進める。
- ◇ これまで学校施設は市民の貴重な財産であり、地域において重要な役割を担ってきたことから、学校跡地の活用については、地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく必要がある。